添付法令資料 4:

銀行を経由した現地通貨建ての二国間貿易取引決済に関する 2017 年 10 月 2 日付インドネシア中央銀行規則 No.19/11/PBI/2017 (目次)

2018年1月2日施行

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 通貨取引実施指定銀行(第2条)
- 第3章 通貨取引実施指定銀行の金融取引
 - 第1節 現地通貨建ての二国間貿易取引決済の実施の利益のための活動及び金融取引(第3条)
 - 第2節 ルピア建て非居住者特別目的口座及び提携国通貨建で非居住者特別目 的口座の開設(第4条ないし第7条)
 - 第3節 提携国通貨による非居住者特別目的サブロ座の開設 (第8条)
 - 第4節 提携国通貨に対するルピア又は外国通貨取引 (第9条ないし第13条)
 - 第5節 貿易金融(第14条ないし第16条)
 - 第6節 非居住者特別目的口座及び非居住者特別目的サブロ座の管理(第17条 ないし第19条)
 - 第7節 スワップ取引のポジション (第20条)
 - 第8節 現金による提携国通貨建て非居住者特別目的サブロ座への出金及び預金の禁止(第21条)
 - 第9節 資金移動(第22条ないじ第25条)
 - 第 10 節 建値 (第 26 条)
 - 第 11 節 ルピア及び/又は外国通貨に対する提携国通貨取引のオープン・ポジション (第 27 条)
- 第4章 取引の基本となる文書
 - 第1節 基本となる文書の種類(第28条)
 - 第2節 インドネシア通貨取引実施指定銀行とインドネシアの輸入者/輸出者 及び非インドネシア通貨取引実施指定銀行との間の取引のための基本と なる文書(第29条ないし第31条)
 - 第3節 ネッティングによる取引決済のためのサポート文書 (第32条)
 - 第4節 貿易金融のための基本となる文書(第33条)
 - 第5節 ルピア移転のための基本となる文書(第34条)
- 第5章 提携国の通貨取引実施指定銀行の金融取引 (第35条)
- 第6章 標準運営手順(第36条)
- 第7章 報告(第37条及び第38条)
- 第8章 監督 (第39条及び第40条)
- 第9章 制裁(第41条)
- 第 10 章 終則 (第 42 条)